

## 令和3年1月教育委員会議定例会 議事日程

日 時 令和3年1月22日（金）  
午前9時30分より  
場 所 町民センター2Aクラブ室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第17号 令和2年度二宮町一般会計補正予算（案）について
  - (2) 議案第18号 令和3年度二宮町予算（案）について
  - (3) 議案第19号 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 報告・協議事項
  - (1) 令和3年度二宮町教育委員会基本方針（案）
  - (2) その他

\* 次回教育委員会議予定
- 6 閉会宣言



令和3年1月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.12.18~R3.1.21)

月	日	曜日	内 容
12	18	金	定例教育委員会議
			教育委員会学校訪問（一色小学校）
12	23	水	中地区教育長会議
12	28	月	納政式
1	4	月	始政式
1	5	火	自治功労者表彰式
			教育委員会表彰式
			第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1	6	水	政策会議
1	7	木	教育の情報化研修会
1	8	金	第24回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
			臨時小中学校校長会
1	11	日	成人祝賀会（動画配信、実行委員会企画事業は延期）
1	18	月	小中学校校長会
1	19	火	政策会議
1	21	木	社会教育委員会議（書面開催）
			小中学校教頭会



## 1月政策会議結果報告

令和3年1月6日（水）開催分

### 【町長あいさつ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、出初式や成人祝賀会など早急に対応すべき課題が生じているが、引き続き各部署が相互に連携し対応にあたること。

### 【主な付議案件】

- 1 令和2年度二宮町教育委員会点検及び評価報告書（令和元年度事業分）について（教育委員会）  
令和2年度二宮町教育委員会点検及び評価報告書（令和元年度事業分）を作成したので報告を行った。なお、議員に報告（配布）するとともに、町ホームページに掲載し公表する。

### 【情報交換】

- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う成人祝賀会の対応の記者発表について（教育部）  
会場開催中止と動画配信について、改めて報告を行った。

## 1月政策会議結果報告

令和3年1月19日（火）開催分

### 【町長あいさつ】

来月になると議会が始まるが、予算の説明となるので、わかりやすく、趣旨が伝わるよう、ていねいに説明すること。

### 【主な付議案件】

- 1 「町への提案」等について（1月分）（政策総務部）  
2件の提案等があった。教育委員会に関するものはなかった。

### 【情報交換】

- 特になし。

## 教育総務課事業報告

### 事業報告

(令和2年12月18日～令和3年1月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
12月18日	金	教育委員学校訪問（一色小学校）	一色小学校	—
12月24日	木	小中学校終業式	小中学校	—
1月5日	火	教育委員会表彰	役場	9
1月7日	木	教育の情報化研修会	オンライン開催	120
1月12日	火	小中一貫カリキュラムワーキンググループ代表者会	（書面会議）	—
1月13日	水	特別支援教育担当者会兼特別支援教育研修会	オンライン開催	21
1月15日	金	中学校入学準備説明会（二宮中学校）	オンライン開催	—
1月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	8
1月18日	月	校長会	役場	12
1月20日	水	二宮町教育支援委員会	町民センター	18
1月21日	木	教頭会	町民センター	12

### 事業予定

(令和3年1月22日～令和3年2月8日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
1月22日	金	中学校入学準備説明会（二宮西中学校）	オンライン開催	—
1月25日	月	人権教育担当者会	オンライン開催	6
1月25日	月	教職員安全衛生推進連絡会	書面開催	—
2月4日	木	二宮町いじめ問題対策連絡協議会	書面開催	—
2月5日	金	児童・生徒安全対策協議会	書面開催	—
2月1日	月	児童生徒見守り重点日	中止	—
—	—	小学校入学準備説明会 （二宮小学校・一色小学校・山西小学校）	中止	—
2月3日	水	小学校英語教育研修会	二宮小学校	35

## 学校給食センター

### 事業報告

(令和2年12月18日～令和3年1月21日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
12月24日	木	2学期給食終了	小中学校	—
1月13日～19日	水～火	第1回学校給食センター運営委員会	書面開催	—

### 事業予定

(令和3年1月22日～令和3年2月8日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
1月27日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	5



## 生涯学習課事業報告（令和2年12月18日～令和3年1月21日）

### 生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
12/18	金	山西小学校放課後子ども教室⑧	山西小学校	登録81人	73人
		環境浄化巡回パトロール	町内	中止	—
12/19 ・20	土日	1市4町1村キャンプ	二宮～秦野	中止	—
12/21	月	一色小学校放課後子ども教室⑥	一色小学校	登録69人	57人
1/6	水	成人祝賀会実行委員会④	ラディアン ミーティングルーム2	36人	23人
1/10	日	成人祝賀会実行委員会⑤	ラディアン ミーティングルーム2	中止	—
1/11	月祝	成人祝賀会（動画配信）※	ラディアン ホール	対象者 259人	—
1/14	木	スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	書面開催	—
1/15	金	環境浄化巡回パトロール	町内	中止	—
1/18	月	二宮小学校放課後子ども教室⑤【3～6年生】	二宮小学校	登録81人	中止
		一色小学校放課後子ども教室⑦	一色小学校	登録69人	中止
1/20・27・ 2/3・17		町民大学講座「西湘・二宮にかかわる文学を探る」 【全5回】	ラディアン ミーティングルーム1	15人	中止
1/21	木	社会教育委員会⑤	ラディアン ミーティングルーム1	8人	書面開催

※成人祝賀会は、式典を動画配信で実施、成人祝賀会企画イベントについては延期

#### 【緊急事態宣言中の社会教育施設の対応】

- ・夜間閉館  
17時閉館：ラディアン、体育館 18時閉館：武道館、運動場（一般利用は17時）
- ※温水プールは空調設備故障により当面の間臨時休館中
- ・会食、合唱・カラオケ等の禁止

## 生涯学習課事業予定（令和3年1月22日～令和3年2月8日）

### 生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
1/25	月	二宮小学校放課後子ども教室⑥【3～6年生】	二宮小学校	中止
		一色小学校放課後子ども教室⑧	一色小学校	中止
2/1	月	二宮小学校放課後子ども教室⑦【3～6年生】	二宮小学校	中止
2/2（火）～ 14（日）		ふたみ記念館子ども作品展（一色小学校）	ふたみ記念館	10:00
2/5	金	出前講座「表面張力」（生涯学習ボランティア企画）	一色小学校	中止
		青少年指導員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	中止
2/8	月	二宮小学校放課後子ども教室⑧【3～6年生】	二宮小学校	14:40

## 生涯学習課事業報告(令和2年12月18日～令和3年1月17日)

### 図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	利用人数
12/20	日	子どもの本の相談員配置(各日曜日午後)	児童コーナー	12件
1/15	金	わらべうたであそぼう(各4組)	ラディアン和室	中止
1/16	土	おはなし会	ラディアン和室	中止
書架整理ボランティア、修理ボランティア			図書館	中止

令和3年1月～ 緊急事態宣言期間中の対応(図書館)

- ①休館日の変更なし。
- ②毎日17:00に閉館(水・金も17:00に閉館)
- ③集会事業(おはなし会、わらべうたであそぼう)の開催を見合わせ。
- ④資料の貸出期間を3週間、貸出冊(点)数を10冊6点に変更。

## 生涯学習課事業予定(令和3年1月17日～令和3年2月8日)

### 図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
2/2	火	新図書館20周年記念事業 かこさとし絵本画展	図書館1階	9:30～

**新図書館 20周年記念事業**

すべての世代の方  
におすすめです!

# かこさとし

## 絵本画展

『だるまちゃんとかみなりちゃん』『からすのパンやさん』  
などの複製原画や下絵を絵本と一緒に展示します。



『だるまちゃんとかみなりちゃん』  
加古里子 さく・え/福音館書店



『からすのパンやさん』  
加古里子 絵と文/偕成社

**令和3(2021)年2月2日(火)～23日(火)**

**会場 二宮町図書館**

**かこさとしさんプロフィール**

1926年福井県生まれ。絵本作家。工学博士、技術士(化学)。児童文化の研究者でもあり、これからは生きる子どもたちのために、紙芝居や絵本の創作など、600冊を超える著作を残し、2018年惜しまれつつ92歳で亡くなりました。

図書館内に展示します。  
閉館時間中、いつでもご覧いただけます。

**休館日** 月曜日、国民の祝休日の翌日

**主催** 二宮町図書館  
☎0463-72-6913  
<http://www.ninomiya-public-library.jp/>

絵本画展ポスター:館内、web、広報板で掲示中

議案第19号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和3年1月22日提出

二宮町教育委員会  
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則について、所定の改正を行うため提案する。



## 二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（昭和60年二宮町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第6条」を「条例第3条」に、「教育委員会」を「二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用団体登録を申請しようとする団体のうち、団体構成員の過半数又は10名以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。

第4条第1号中「緑が丘テニスコート」の次に「（以下「テニスコート」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の申込みは、二宮町公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年二宮町規則第14号）第4条に規定する利用者登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が、二宮町公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により行うものとする。

第5条第1項第1号中「二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート」を「テニスコート」に改め、同条に次の1項を加える。

3 抽選は予約システムにより行うものとする。

第6条の見出し中「利用の申請」を「専用利用の申請及び承認」に改め、同条第1項中「条例第3条の規定により体育施設を利用（テニスコート以外の一般利用を除く。）」を「体育施設を専用利用」に、「二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、登録者は、予約システムにより申請を行うことができるものとする。

第6条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 町営山西プール及び二宮町民温水プール（多目的ルームを除く。） 利用期日の2か月前から1か月前まで

(2) 二宮町立体育館及び二宮町民運動場 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日5日前まで

第6条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 二宮町民温水プール多目的ルーム 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日まで

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前条第2項により二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルームを仮申請したものは、利用期日の属する月の3か月前の月の16日から24日までにおいて、先行による申請を行うことができる。

3 教育委員会は第1項の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには二宮町体育施設利用承認書（第4号様式）を交付する。ただし、予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。

第6条に次の1項を加える。

4 専用時間は、教育委員会が支障のないと認める時間内とする。

第7条の見出し中「利用の承認等」を「一般利用の申請及び承認」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第3条の規定により体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。

(1) 二宮町民運動場 条例第6条第3項の規定による入場券（第5号様式。以下「入場券」という。）を購入し、受付に提出する。

(2) 二宮町立体育館及び二宮町民温水プール 入場券を購入し、受付に提出する。ただし、条例別表第3の2及び別表第4中年間パスポート（第7号様式及び第8号様式。以下「年間パスポート」という。）を購入したものは、受付に提示することで申請したものとみなす。

(3) 町営山西プール 入場券を購入し、受付に提出する。

(4) テニスコート 利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに予約システムによる利用の申請をした後、条例第6条第4項の規定による利用券（第6号様式。以下「利用券」という。）を購入し、受付に提出する。この場合において、第5条第2項の規定によりテニスコートの仮申請をしたものは、利用期日の属する月の2か月前の月の16日から24日において、先行による申請を行うことができる。

第7条第2項中「条例第6条第3項の規定に基づく入場券及び同条第4項に基づく利用券」を「入場券又は利用券」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。

第7条第4項を削る。

第9条を削り、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（申請受付時間）

第8条 体育施設の利用申請の受付時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に規定する利用時間の終了30分前とする。

(2) 二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 町営山西プール及びテニスコートの受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 予約システムによる受付時間は、24時間とする。

第5号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改める。

第6号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式中「平成」を削る。

第7号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改める。

第8号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。





二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改正後	改正前
(利用団体登録)	(利用団体登録)
第3条 条例第3条の規定により二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、あらかじめ二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を <u>二宮町教育委員会</u> （以下「 <u>教育委員会</u> 」という。）に提出し、利用団体登録を受けなければならない。	第3条 第6条の規定により二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、あらかじめ二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を <u>教育委員会</u> に提出し、利用団体登録を受けなければならない。
<u>2 利用団体登録を申請しようとする団体のうち、団体構成員の過半数又は10名以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。</u>	
<u>3 教育委員会は、第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。</u>	<u>2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。</u>
(利用の抽選の申込み)	(利用の抽選の申込み)
第4条 条例第3条の規定により体育施設（町営山西プールを除く。）を利用しようとするものは、次の各号に定める期間内に抽選の申込みをすることができる。	第4条 条例第3条の規定により体育施設（町営山西プールを除く。）を利用しようとするものは、次の各号に定める期間内に抽選の申込みをすることができる。
(1) 二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート（以下「 <u>テニスコート</u> 」という。） <u> 利用する日の属する月の2か月前の月の1日から14日</u>	(1) 二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート <u> 利用する日の属する月の2か月前の月の1日から14日</u>
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
<u>2 前項の申込みは、二宮町公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年二宮町規則第14号）第4条に規定する利用者登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が、二宮町公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により行うものとする。</u>	
(利用の抽選)	(利用の抽選)
第5条 利用の抽選（以下「抽選」という。）は、次の各号に定める日に行うものとする。	第5条 利用の抽選（以下「抽選」という。）は、次の各号に定める日に行うものとする。
(1) <u>テニスコート</u> 利用する日の属する月の2か月前の月の15日	(1) <u>二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート</u> 利用する日の属する月の2か月前の月の15日
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
<u>3 抽選は予約システムにより行うものとする。</u>	

改正後	改正前
(専用利用の申請及び承認)	(利用の申請)
第6条 <u>体育施設を専用利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに二宮町体育施設利用申請書（第3号様式。以下「利用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、登録者は、予約システムにより申請を行うことができるものとする。</u>	第6条 <u>条例第3条の規定により体育施設を利用（テニスコート以外の一般利用を除く。）しようとするものは、次の各号に定める期日までに二宮町体育施設利用申請書（第3号様式。以下「利用申請書」という。）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</u>
(1) <u>町営山西プール及び二宮町民温水プール（多目的ルームを除く。） 利用期日の2か月前から1か月前まで</u>	(1) <u>町営山西プール、二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プールを利用しようとするものは、利用期日の属する2か月前の1日から利用期日前5日までに利用申請書を提出しなければならない。</u>
(2) <u>二宮町立体育館及び二宮町民運動場 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日5日前まで</u>	(2) <u>二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートを利用しようとするものは、利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに利用申請書を提出しなければならない。</u>
(3) <u>二宮町民温水プール多目的ルーム 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日まで</u>	
(4) (略)	(3) (略)
2 <u>前条第2項により二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルームを仮申請したものは、利用期日の属する月の3か月前の月の16日から24日までにおいて、先行による申請を行うことができる。</u>	2 <u>条例第2条の体育施設の利用申請書の受付時間は、次の各号に定める時間とする。</u>
	(1) <u>二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に定める利用時間の終了30分前とする。</u>
	(2) <u>二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。</u>
	(3) <u>町営山西プール、二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコートの受付時間は、二宮町生涯学習センター設置及び管理に関する条例（平成12年二宮町条例第6号）第6条に定める二宮町生涯学習センターの休館日を除く、午前9時から午後5時までとする。</u>
3 <u>教育委員会は第1項の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、<u>適当と認めるものには二宮町体育施設利用承認書（第4号様式）を交付する。ただし、予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。</u></u>	3 <u>前条第2項により仮申請をしたものは、次の各号に定める期間内において、先行による申請を行うことができる。</u>
	(1) <u>二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート 利用する日の属する月の2か月前の月の16日から24日</u>
	(2) <u>二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルーム 利用</u>

改正後	改正前
	する日の属する月の3か月前の月の16日から24日
4 専用時間は、教育委員会が支障のないと認める時間内とする。	
(一般利用の申請及び承認)	(利用の承認等)
第7条 条例第3条の規定により体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。	第7条 教育委員会は前条の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、 <u>適当と認めるものには二宮町体育施設利用承認書（第4号様式）を交付する。</u>
(1) <u>二宮町民運動場 条例第6条第3項の規定による入場券（第5号様式、以下「入場券」という。）を購入し、受付に提出する。</u>	
(2) <u>二宮町立体育館及び二宮町民温水プール 入場券を購入し、受付に提出する。ただし、条例別表第3の2及び別表第4中年間パスポート（第7号様式及び第8号様式、以下「年間パスポート」という。）を購入したものは、受付に提示することで申請したものとみなす。</u>	
(3) <u>町営山西プール 入場券を購入し、受付に提出する。</u>	
(4) <u>テニスコート 利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに予約システムによる利用の申請をした後、条例第6条第4項の規定による利用券（第6号様式、以下「利用券」という。）を購入し、受付に提出する。この場合において、第5条第2項の規定によりテニスコートの仮申請をしたものは、利用期日の属する月の2か月前の月の16日から24日において、先行による申請を行うことができる。</u>	
2 一般利用をしようとするものは、 <u>入場券又は利用券の交付を受けることで承認されたものとみなす。</u>	2 一般利用をしようとするものは、 <u>条例第6条第3項の規定に基づく入場券及び同条第4項に基づく利用券の交付を受けることで承認されたものとみなす。</u>
3 <u>予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。</u>	3 専用時間は、教育委員会が支障のないと認める時間内とする。
	4 <u>第1項の規定にかかわらず、二宮町公共施設予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。</u>
(申請受付時間)	
第8条 <u>体育施設の利用申請の受付時間は、次の各号に定める時間とする。</u>	
(1) <u>二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に規定する利用時間の終了30分前とする。</u>	
(2) <u>二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。</u>	
(3) <u>町営山西プール及びテニスコートの受付時間は、午前9時から午後4時までと</u>	

改正後	改正前
<u>する。</u>	
(4) <u>予約システムによる受付時間は、24時間とする。</u>	
(利用日及び利用時間)	(利用日及び利用時間)
第9条 (略)	第8条 (略)
	<u>(利用券等の提示)</u>
	第9条 <u>条例第6条第3項の規定に基づく入場券（第5号様式）及び同条第4項に基づく利用券（第6号様式）を購入した一般利用者は、利用の際係員に入場券を提示し、利用券は提出してから利用しなければならない。</u>
	2 <u>条例第6条別表第3の2中、年間パスポート（第7号様式又は第8号様式）を購入した一般利用者は、利用の際係員に提示してから利用しなければならない。</u>

改正後	改正前
-----	-----

第5号様式 (第7条関係)

No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日            入場時間    : (本券で2時間の入場ができます。)
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ	プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	リ	プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	ト
	リ		リ		
	リ		リ		

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ	プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	リ	プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	ト
	リ		リ		
	リ		リ		

No.	年 月 日			No.	年 月 日
-----	-------	--	--	-----	-------

第5号様式 (第9条関係)

No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町立体育館入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日            入場時間    : (本券で2時間の入場ができます。)
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	二宮町民運動場入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料            円 発行年月日	キ リ ト リ	町営山西プール入場券 No. 大人・子ども 入場料            円 入場年月日

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ	プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	リ	プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	ト
	リ		リ		
	リ		リ		

No.	年 月 日			No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ	プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	リ	プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	ト
	リ		リ		
	リ		リ		

No.	年 月 日			No.	年 月 日
-----	-------	--	--	-----	-------

改正後		改正前	
プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	
No. . . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No. . . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	
No. . . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No. . . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 <div style="text-align: right;">円</div> 二宮町民温水プール	

第6号様式 (第7条関係)	第6号様式 (第9条関係)
---------------	---------------

No. テニスコート利用券控 利用料 円 発行年月日 年 月 日	キ リ ト リ	様 コート： テニスコート利用券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設控</span> No. 時～時 利用料 円 発行年月日 年 月 日 利用年月日 年 月 日 ※本券を切り離さず に受付に提出してくだ さい。 利用券の払い戻し、再発行はいたしません のでご注意ください。	キ リ ト リ	様 コート： 時～時 テニスコート利用券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本人控</span> No. 利用料 円 発行年月日 年 月 日 利用年月日 年 月 日 ※本券を切り離さず に受付に提出してくだ さい。 利用券の払い戻し、再発行はいたしません のでご注意ください。
--	------------------	--	------------------	--

改正後	改正前												
第7号様式 (第7条関係)	第7号様式 (第9条関係)												
<p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">写</td> <td style="border: 1px solid black; width: 55%; height: 40px;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; vertical-align: middle;">真</td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">迄 様 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">二宮町教育委員会</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆ご利用上の注意◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。</li> <li>◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。</li> <li>◆ 本券の払い戻しはいたしません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">発行</p> </div>	写			真		迄 様 印	<p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 30px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">写</td> <td style="border: 1px solid black; width: 55%; height: 40px;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; text-align: center; vertical-align: middle;">真</td> <td style="border: 1px solid black; height: 40px;"></td> <td style="text-align: right; vertical-align: middle;">迄 様 印</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">二宮町教育委員会</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆ご利用上の注意◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。</li> <li>◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。</li> <li>◆ 本券の払い戻しはいたしません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">発行</p> </div>	写			真		迄 様 印
写													
真		迄 様 印											
写													
真		迄 様 印											

改正後	改正前
第8号様式 (第7条関係)	第8号様式 (第9条関係)
<p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>二宮町民温水プール 年間パスポート No. <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <span>写</span>          <span>真</span> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;"> 18月88日 </div> <div style="text-align: right;"> 迄          様 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>二宮町教育委員会</span> <span>印</span> </p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆ご利用上の注意◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。</li> <li>◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。</li> <li>◆ 本券の払い戻しはいたしません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">発行</p> </div>	<p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>二宮町民温水プール 年間パスポート No. <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span></p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 100px; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <span>写</span>          <span>真</span> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;"> 18月88日 </div> <div style="text-align: right;"> 迄          様 </div> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; margin: 10px auto;"></div> <p style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>二宮町教育委員会</span> <span>印</span> </p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">◆ご利用上の注意◆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。</li> <li>◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。</li> <li>◆ 本券の払い戻しはいたしません。</li> </ul> <p style="text-align: right;">発行</p> </div>



○二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則

昭和60年3月25日教育委員会規則第3号

改正

平成元年5月30日教委規則第4号

平成2年3月31日教委規則第2号

平成6年4月1日教委規則第1号

平成9年3月28日教委規則第4号

平成13年5月7日教委規則第3号

平成21年2月2日教委規則第1号

平成22年9月27日教委規則第6号

平成24年3月27日教委規則第1号

平成27年4月24日教委規則第11号

平成30年3月23日教委規則第7号

令和元年6月21日教委規則第2号

令和元年12月20日教委規則第4号

令和3年1月22日教委規則第 号

二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例（昭和57年二宮町条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 二宮町体育施設（以下「体育施設」という。）に施設長その他必要な職員を置くことができる。

(利用団体登録)

第3条 条例第3条の規定により二宮町立体育館及び二宮町民運動場の専用利用をしようとするものは、あらかじめ二宮町体育施設利用団体登録申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、利用団体登録を受けなければならない。

2 利用団体登録を申請しようとする団体のうち、団体構成員の過半数又は10名以上が二宮町民である団体を町内団体とし、町内団体に該当しない団体を町外団体とする。

3 教育委員会は、第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査して適当と認めるものには、二宮町体育施設利用団体登録承認書（第2号様式）を当該申請者に通知するものとする。

(利用の抽選の申込み)

第4条 条例第3条の規定により体育施設（町営山西プールを除く。）を利用しようとするものは、次の各号に定める期間内に抽選の申込みをすることができる。

- (1) 二宮町ラディアンテニスコート及び二宮町緑が丘テニスコート（以下「テニスコート」という。） 利用する日の属する月の2か月前の月の1日から14日
- (2) 二宮町立体育館及び二宮町民運動場（利用団体登録したもののうち、町内団体に限る。） 利用する日の属する月の3か月前の月の1日から14日
- (3) 二宮町民温水プール多目的ルーム 利用する日の属する月の3か月前の月の1日から14日

2 前項の申込みは、二宮町公共施設予約システムの利用に関する規則（平成31年二宮町規則第14号）第4条に規定する利用者登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）が、二宮町公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により行うものとする。

（利用の抽選）

第5条 利用の抽選（以下「抽選」という。）は、次の各号に定める日に行うものとする。

- (1) テニスコート 利用する日の属する月の2か月前の月の15日
- (2) 二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルーム 利用する日の属する月の3か月前の月の15日

2 抽選により当選したものは、その抽選に係る施設について仮申請をしたものとみなす。

3 抽選は予約システムにより行うものとする。

（専用利用の申請及び承認）

第6条 体育施設を専用利用しようとするものは、次の各号に定める期日までに二宮町体育施設利用申請書（第3号様式。以下「利用申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、登録者は、予約システムにより申請を行うことができるものとする。

- (1) 町営山西プール及び二宮町民温水プール（多目的ルームを除く。） 利用期日の2か月前から1か月前まで
- (2) 二宮町立体育館及び二宮町民運動場 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日5日前まで
- (3) 二宮町民温水プール多目的ルーム 利用期日の属する2か月前の1日から利用期日まで
- (4) その他教育委員会が認める日

2 前条第2項により二宮町立体育館、二宮町民運動場及び二宮町民温水プール多目的ルームを仮申請したものは、利用期日の属する月の3か月前の月の16日から24日までにおいて、先行による申請を行うことができる。

3 教育委員会は第1項の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認めるものには二宮町体育施設利用承認書（第4号様式）を交付する。ただし、予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。

4 専用時間は、教育委員会が支障のないと認める時間内とする。

(一般利用の申請及び承認)

第7条 条例第3条の規定により体育施設を一般利用しようとするものは、利用しようとする際に次の各号の定めに応じた手続を行わなければならない。

(1) 二宮町民運動場 条例第6条第3項の規定による入場券(第5号様式。以下「入場券」という。)を購入し、受付に提出する。

(2) 二宮町立体育館及び二宮町民温水プール 入場券を購入し、受付に提出する。ただし、条例別表第3の2及び別表第4中年間パスポート(第7号様式及び第8号様式。以下「年間パスポート」という。)を購入したものは、受付に提示することで申請したものとみなす。

(3) 町営山西プール 入場券を購入し、受付に提出する。

(4) テニスコート 利用期日の属する月の1か月前から利用期日までに予約システムによる利用の申請をした後、条例第6条第4項の規定による利用券(第6号様式。以下「利用券」という。)を購入し、受付に提出する。この場合において、第5条第2項の規定によりテニスコートの仮申請をしたものは、利用期日の属する月の2か月前の月の16日から24日において、先行による申請を行うことができる。

2 一般利用をしようとするものは、入場券又は利用券の交付を受けることで承認されたものとみなす。

3 予約システムに入力することによって施設の利用の申請をしたものは、当該予約確定の通知により、利用の承認を受けたものとする。

(申請受付時間)

第8条 体育施設の利用申請の受付時間は、次の各号に定める時間とする。

(1) 二宮町立体育館及び二宮町民温水プールの受付時間は、条例第5条に規定する利用時間の終了30分前とする。

(2) 二宮町民運動場の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 町営山西プール及びテニスコートの受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 予約システムによる受付時間は、24時間とする。

(利用日及び利用時間)

第9条 条例第5条に規定する必要な理由があると認めるときとは次に掲げるときとする。

(1) 気候により体育施設の利用に適さないとき。

(2) 施設の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料を減免する場合)

第10条 条例第7条の規定に基づく使用料の免除をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第7条第1号から第3号に該当するとき。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条の規定に基づき町内で社会福祉事業を営む者が当該事業の一環として利用するとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 条例第7条の規定に基づく使用料の減額をすることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により扶助を受けている者が利用するとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者又は都道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が利用するとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか教育委員会が特に必要があると認めるとき。

（使用料の減免申請等）

第11条 体育施設を専用利用（テニスコートの一般利用を含む。）する場合で条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第6条に規定する利用申請書中の減免欄に記入し、減免を受けられることを証明する書面等を教育委員会に提示してその承認を受けなければならない。

2 体育施設を一般利用（テニスコートの一般利用を除く。）する場合で条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、減免を受けられることを証明する書面等を教育委員会に提示してその承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めた場合はこの限りではない。

（使用料の還付）

第12条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は二宮町体育施設使用料還付申請書（第9号様式）により教育委員会に申請しなければならない。

2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付することができる場合は、年間パスポート購入者、かつ、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害等により、1月以上継続して利用できないとき。
- (2) 施設閉鎖等使用者の責に帰することのできない理由により、1月以上継続して利用できないとき。
- (3) その他教育委員会が特別に認めるとき。

3 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる金額は、条例第6条第1項に規定する金額を12で除した金額に、使用に供することができなかつた月数を乗じて得た金額とする。ただし、1月に満たない日数は、切り捨てるものとする。

（利用承認の取消し等）

第13条 条例第9条第3号に規定するその他教育委員会が必要と認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 利用者が利用に係る権利を他に譲渡したとき。
- (2) 虚偽の申込みその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。
- (3) 利用の条件に違反したとき。

(遵守事項)

第14条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) 許可なくはり紙等の行為をしないこと。
- (3) 許可なく物品等の販売又は展示をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) プールの利用について、小学校3年生以下の利用者は、16歳以上の付添いを必要とする。
- (6) 二宮町立体育館トレーニングルームの利用者は、高校生以上とする。
- (7) テニスコートの利用者は、使用が終わったとき、すみやかに原状回復しなければならない。
- (8) その他関係職員の指示に従うこと。

(破損滅失届)

第15条 利用者は施設及び設備を破損し、又は滅失したときは直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年5月30日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月1日教委規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月7日教委規則第3号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月2日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に、旧規則及び二宮町テニスコート使用規則（昭和52年二宮町教育委員会規則第2号）の規定により行なわれたこの規則の施行日以後の使用に係る申請及び承認については、この規則の規定により行われたものとみなす。この場合の使用料、使用料の減免及び還付については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
（関係規則の廃止）
- 3 二宮町テニスコート使用規則（昭和52年二宮町教育委員会規則第2号）は、廃止する。  
附 則（平成22年9月27日教委規則第6号）  
この規則は、平成22年10月1日から施行する。  
附 則（平成24年3月27日教委規則第1号）  
（施行期日）
  - 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。  
（経過措置）
  - 2 この規則の公布の日以降平成24年6月30日までの間に行われたこの規則の施行日以降の使用に係る申請及び許可については、この規則の規定により行われたものとみなす。  
附 則（平成27年4月24日教委規則第11号）  
この規則は、平成27年5月1日から施行する。  
附 則（平成30年3月23日教委規則第7号）  
（施行期日）
    - 1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。  
（準備行為）
    - 2 この規則による改正後の二宮町体育施設の設置、管理等に関する条例施行規則（以下この項において「改正後の規則」という。）第3条に規定する利用の申請その他の改正後の規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。  
附 則（令和元年6月21日教委規則第2号）  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。  
附 則（令和元年12月20日教委規則第4号）  
この規則は、令和2年1月1日から施行する。  
附 則（令和3年1月22日教委規則第 号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

二宮町体育施設利用団体登録申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 殿

下記のとおり、体育施設を利用したいので登録申請いたします。

※太枠線内を記入

ふりがな 団体名						
代表者	氏名					
	住所					
	電話					
予約システム登録用 メールアドレス						
構成人数	名	人数内訳 (市町村)	二宮町 名	平塚市 名	幸野市 名	伊勢原市 名
登録区分	( 町内団体 ・ 町外団体 ) 町内団体・・・団体構成員の過半数又は10名以上が二宮町民 町外団体・・・上記に該当しない団体					
登録施設	・体育館 ・運動場					
年齢層	・幼児 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・一般					
主な種目	★視覚野球を行う場合は、使用方法を確認の上、口頭手続きをして下さい。					
登録完了 通知	( ) 手渡し ( ラゲンソン・体育館・運動場 )      ( ) 郵送					

この申請に基づき、決定してよろしいか。

					起 案	年 月 日
					決 裁	年 月 日
					人 力	年 月 日
ユーザーID					通 知	年 月 日

## 団 体 名 簿 (提示用)

番号	氏 名	年 齢	住 所	電話番号	役職等
1		之			代表者
2		マ			
3		マ			
4		オ			
5		之			
6		マ			
7		オ			
8		オ			
9		オ			
10		之			
11		之			
12		オ			
13		マ			
14		オ			
15		之			
16		之			
17		マ			
18		オ			
19		之			
20		マ			

※名簿の提示は任意様式可



第2号様式 (第3条関係)

## 二宮町体育施設利用団体登録承認書

年 月 日

ふりがな			
団体名			
代表者	氏 名		
	住 所		
	電 話		
	メールアドレス		
構成人数	名	人数内訳	二宮町 名 平塚市 名 秦野市 名 伊勢原市 名 大磯町 名 中井町 名 その他 名
登録区分	町内団体 ・ 町外団体		
登録施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 運動場		
年齢層	<input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 大学生 <input type="checkbox"/> 一般		
主な種目			

第3号様式（第6条関係）

二宮町体育施設利用申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住所  
団体名  
氏名  
電話

次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。

付属用紙有

利用目的				
利用日		年 月 日（曜日）		
利用人数		人（町内 人 町外人）		
施設名	区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアン (ダブルス・シングルス)	時～ 時	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)			
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室(A・B)	時～ 時	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他( )	円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	時～ 時	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他( )	円
	<input type="checkbox"/> 照明施設	時～ 時		<input type="checkbox"/> 全 部 点 灯 ----- 円 <input type="checkbox"/> 7 割 点 灯 ----- 円 <input type="checkbox"/> 6 割 点 灯 ----- 円
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)	時～ 時	<input type="checkbox"/> 水泳用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 温水プール (1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム)			
使 用 料 計				円
備考				

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円	申請理由	<input type="checkbox"/> 条例施行規則第10条第1項第 号に該当するため免除を申請 <input type="checkbox"/> 条例施行規則第10条第2項第 号に該当するため減額を申請
	減 免 額	円		
	減免後使用料	円		

(注) 1  の欄は該当するものにレ印を記入して下さい。

(付属)

二宮町体育施設利用申請書  
(付属用紙)

申請者 団体名  
氏名

利用日	曜日	利用時間	利用目的	減免額	使用料
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
日		時～ 時		円	円
合 計				円	円
減 免 後 使 用 料					円

第4号様式（第7条関係）

二宮町体育施設利用承認書

年 月 日

申請者 住所  
 団体名  
 氏名  
 電話

次のとおり二宮町体育施設の利用を申し込みます。

付属用紙有

利用目的				
利用日		年 月 日（曜日）		
利用人数		人（町内 人 町外 人）		
施設名	区分	使用時間	付属設備	使用料
テニスコート	<input type="checkbox"/> ラディアアン (ダブルス・シングルス)	時～ 時	<input type="checkbox"/> テニス用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 緑が丘 (A・B・C)			
体育館	<input type="checkbox"/> 体育室 (A・B)	時～ 時	<input type="checkbox"/> バスケットボール用具 <input type="checkbox"/> バレーボール用具 <input type="checkbox"/> バドミントン用具 <input type="checkbox"/> 体操用具 <input type="checkbox"/> 卓球用具 <input type="checkbox"/> その他 ( )	円
	<input type="checkbox"/> 多目的室	時～ 時		円
	<input type="checkbox"/> 会議室	時～ 時		円
運動場	<input type="checkbox"/> グラウンド	時～ 時	<input type="checkbox"/> 野球用具 <input type="checkbox"/> サッカー用具 <input type="checkbox"/> その他 ( )	円
	<input type="checkbox"/> 照明施設	時～ 時		<input type="checkbox"/> 全部点灯 <input type="checkbox"/> 7割点灯 <input type="checkbox"/> 6割点灯
プール	<input type="checkbox"/> 山西プール (1コース・全コース)	時～ 時	<input type="checkbox"/> 水泳用具 <input type="checkbox"/> その他	円
	<input type="checkbox"/> 温水プール (1コース・全コース・幼児用・多目的ルーム)			
使用料計				円
備考				

上記二宮町体育施設の利用にあたり、次のとおり使用料の減免を申請します。

使用料	合計施設使用料	円
	減免額	円
	減免後使用料	円

以上のとおり二宮町体育施設の利用を承認いたします。

二宮町教育委員会教育長 印

第5号様式（第7条関係）

No. 二宮町立体育館入場券控 大人・子ども 入場料                    円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町立体育館入場券 大人・子ども 入場料                    円 入場年月日                    入場時間                    : (本券で2時間の入場ができます。)	No. 二宮町立体育館入場券 大人・子ども 入場料                    円 入場年月日
No. 二宮町民運動場入場券控 大人・子ども 入場料                    円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 二宮町民運動場入場券 大人・子ども 入場料                    円 入場年月日	
No. 町営山西プール入場券控 大人・子ども 入場料                    円 発行年月日	キ リ ト リ	No. 町営山西プール入場券 大人・子ども 入場料                    円 入場年月日	

No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 大人障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	

No.	年 月 日	キ リ ト リ	No.	年 月 日
プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール			プール入場券 大人障がい者付添い者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	
No.	年 月 日		No.	年 月 日

プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール		プール入場券 子ども障がい者 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール
--	--	--

No . . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . . プール入場券 大人 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール
No . . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール	キ リ ト リ	No . . . プール入場券 子ども 1人1回当日限り有効 円 二宮町民温水プール

第6号様式（第7条関係）

No.	様 コート：	様 コート：	時～ 時
テニスコート利用券控	テニスコート利用券 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施設控</span>	テニスコート利用券	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">本人控</span>
利用料 円	利用料 No. 時～ 時	利用料 No.	円
発行年月日 年 月 日	発行年月日 年 月 日 利用年月日 年 月 日	発行年月日 年 月 日 利用年月日 年 月 日	
	※本券を切り離さずに受付に提出してください。 利用券の払い戻し、再発行はいたしませんのでご注意ください。		※本券を切り離さずに受付に提出してください。 利用券の払い戻し、再発行はいたしませんのでご注意ください。

第7号様式（第7条関係）

表

二宮町立体育館トレーニングルーム 年間パスポート No. <input type="text"/>		
写	<input type="text"/>	迄 様 印
真	<input type="text"/>	
二宮町教育委員会		

裏

◆ご利用上の注意◆	
◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。	
◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。	
◆ 本券の払い戻しはいたしません。	
発行	

第8号様式（第7条関係）

表

二宮町民温水プール 年間パスポート No. <input type="text"/>	
写  真	1888 月 日 迄
	<input type="text"/> 様
二宮町教育委員会 印	

裏

◆ご利用上の注意◆	
◆ 本券は、表面に記載の有効期限までの間 同面に記載のご本人様1名が利用できます。	
◆ ご利用の際は、本券を係員にはっきりとご提示 ください。	
◆ 本券の払い戻しはいたしません。	
発行	



第9号様式（第12条関係）

二宮町体育施設使用料還付申請書

年 月 日

二宮町教育委員会 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

印

次のとおり二宮町体育施設使用料の還付を申請します。

有 効 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
利 用 施 設	
還 付 理 由	
還 付 申 請 額	



区分	令和3年度	令和2年度
教育総務課	<p><b>1 児童生徒の「生きる力」の育成</b></p> <p>(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進</li> <li>②英語教育の充実</li> <li>③ICT環境を活用した授業の充実</li> </ul> <p><b>2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備</b></p> <p>(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化</li> <li>②インクルーシブ教育・支援教育の充実</li> </ul> <p>(2) 教職員の働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①働く場としての環境整備 ※R2の③から移動</li> <li>②統合型校務支援システムの効果的な活用</li> <li>③部活動ガイドラインに基づく部活動の充実</li> </ul> <p>(3) 教職員の指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「教職員授業力向上研究事業」の推進</li> <li>②教育研究所における研修の充実</li> </ul> <p>(4) 児童生徒の学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①長寿命化計画に基づく学校施設等の計画的な改修</li> </ul> <p><b>3 将来に向けた特色ある学校づくりの推進ための検討</b></p> <p>(1) 二宮町小中一貫教育校設置計画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①二宮町小中一貫教育校設置計画の策定</li> <li>②かながわ学びづくり推進地域研究委託事業「一人も見捨てられない学級集団づくり」の実施</li> <li>③<del>(2)</del>小中一貫教育カリキュラム研究の推進</li> </ul> <p><del>(2) - (3)</del> コミュニティ・スクール運営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における児童生徒の活動の促進</li> </ul>	<p><b>1 児童生徒の「生きる力」の育成</b></p> <p>(1) 自ら学ぶ力を養うための教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①言語活動の充実を基盤とした学び合いの促進</li> <li>②英語教育の充実</li> <li>③ICT環境を活用した授業の充実</li> </ul> <p><b>2 すべての児童生徒が安心して学べる教育環境の整備</b></p> <p>(1) 支援が必要な児童生徒への対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①いじめ、不登校、ひきこもり等に対する体制の強化</li> <li>②インクルーシブ教育・支援教育の充実</li> </ul> <p>(2) 教職員の働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①統合型校務支援システムの効果的な活用</li> <li>②部活動ガイドラインに基づく部活動の充実</li> </ul> <p>(3) 教職員の指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「教職員授業力向上研究事業」の推進</li> <li>②教育研究所における研修の充実</li> </ul> <p>(4) 児童生徒の学習環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校施設等現況調査の実施</li> </ul> <p><b>3 将来に向けた特色ある学校づくりのための検討</b></p> <p>(1) 二宮町小中一貫教育校設置計画の推進</p> <p>(2) 小中一貫教育カリキュラム研究の推進</p> <p>(3) コミュニティ・スクール運営の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域における児童生徒の活動の促進</li> </ul>

生涯学習課	<p><b>4 地域文化の向上</b></p> <p>(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供</p> <p>①文化芸術の振興・支援</p> <p>②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター「ラディアン」及び図書館のあり方の検討</p> <p><u>③二宮町生涯学習センター（ラディアン）施設20周年記念事業の推進</u></p> <p>(2) 図書館事業の推進</p> <p>①<u>子育て世代と子どもたちの利用の促進</u></p> <p>②<u>図書館資料の充実と利用しやすい環境づくり</u></p> <p>③<u>町の歴史や文化、ゆかりの人物に関する情報と資料の収集活用</u></p> <p>④<u>二宮町新図書館開館20周年記念事業の推進</u></p> <p>(3) 社会教育事業の推進</p> <p>①コミュニティ・スクールと連携した<u>地域学校協働活動の推進</u></p> <p><b>5 社会教育施設の管理適切な運営</b></p> <p>(1) 生涯学習センター「ラディアン」の管理適切な運営</p> <p>①<u>生涯学習センター「ラディアン」の大規模改修に向けた準備長寿命化計画の策定</u></p> <p><u>(2) 体育施設の管理運営</u></p> <p>①<u>体育施設の現況調査と今後の維持管理の検討</u></p>	<p><b>4 地域文化の向上</b></p> <p>(1) 二宮の自然・歴史・文化に触れる機会の提供</p> <p>①文化芸術の振興・支援</p> <p>②多世代が集い、学習し交流拠点となる場としての生涯学習センター・ラディアン及び図書館のあり方の検討</p> <p>③二宮町生涯学習センター（ラディアン）施設20周年記念事業の推進</p> <p>(2) 図書館事業の推進</p> <p>①子育て支援の推進</p> <p>②図書館資料の充実</p> <p>③図書館サービスの充実</p> <p>④二宮町新図書館開館20周年記念事業の推進</p> <p>(3) 社会教育事業の推進</p> <p>①コミュニティ・スクールと連携した放課後子ども教室の推進</p> <p><b>5 社会教育施設の適切な運営</b></p> <p>(1) 生涯学習センター「ラディアン」の適切な運営</p> <p>①生涯学習センター「ラディアン」長寿命化計画の策定</p>
教育部共通	<p><b>6 地域に向けた情報発信の強化</b></p> <p>(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用</p>	<p><b>6 地域に向けた情報発信の強化</b></p> <p>(1) 二宮町ホームページや広報紙の積極的な活用</p>

## 令和3年度2月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和3年2月9日（火）9時30分から
- 2 場 所 役場第一会議室
- 3 付議事項
- 4 報告・協議事項  
(1) 令和3年度二宮町教育委員会基本方針（案）

### ※ 出席を要する主な行事

2月 9日（火）	9時30分	2月定例教育委員会議（役場第一会議室）
3月26日（金）	9時30分	3月定例教育委員会議（町民センター2Aクラブ室）
3月31日（水）		教職員等転退職者辞令交付式
4月 1日（木）		教職員等辞令交付式

※中学校卒業式3月11日（木）、小学校卒業式3月23日（火）、小中学校入学式4月6日（火）については新型コロナウイルス感染防止のため、来賓は招かない予定です。